

# スマホ・インターネット

参加無料

# 安全安心利用フォーラムの開催



心配だけど・・・子どもたちに使わせているスマホやインターネット。スマホやインターネットを上手に使うにはどうしたらいいの？子どもと一緒に考えてみましょう！

日時

令和元年 **10/17 (木)**  
開場12:30 開会13:30

会場

J:COMホルトホール大分  
**3階大会議室**  
(大分市金池南町1丁目5番1号)

定員

幼稚園、児童・生徒の保護者  
教職員等 **250名**程度  
(申込み必要)

申込

下記キーワードで検索、またはQRコードからウェブページにアクセスして申し込んでください。



スマホ・インターネットの安全安心利用フォーラム **検索**

## 【プログラム】

- 13:30 開会
- 13:40 基調講演  
講師：ネット教育アナリスト  
**尾花 紀子 氏**  
「令和を生きていく子どもたちへ」  
デジタル社会をプラスに活かすために  
身につけておきたいこと
- 15:20 中学生・高校生ICTカンファレンス優秀者発表

ICTカンファレンスは、ネット利用の課題・利活用をテーマに、中学生・高校生自らが議論する場です。今年のテーマは、「人はなぜSNSを使うのか？～改めて考えるSNSの使い方～」です。

詳細は、下記キーワードで検索、またはQRコードからウェブページにアクセスしてください。



中学生・高校生ICTカンファレンス2019in大分 **検索**

- 15:50 別府市立石垣小学校の取組発表

石垣小学校では、1年生から6年生までの全校児童が、ネットトラブルの防止に向けた心がまえ「石垣小：私の約束」を作っています。

学校での取組を聞いて、皆様のご家庭でのルール作りの参考にしてください。

- 16:20 終了

## 【尾花紀子氏プロフィール】



1984年、日本アイ・ビー・エム(株)入社。コンサルティング、人材育成、プロバイダー事業、教育ソフト監修等を行い2005年より「ネット教育アナリスト」として活動開始。

インターネット教育の専門家として、行政機関の各種委員等を多数務めながら、全国各地での講演を通して、青少年のネット利用に関する課題や悩み等への解決策を具体的かつわかりやすくアドバイスしている。

また、教育コンテンツの執筆・指導・監修を数多く手掛け、近年は、SNS相談に関するコンサルティングや助言も行うなど、日本の青少年のインターネット環境づくりに幅広く寄与している。

著書：「子どもといっしょに安心インターネット (岩波書店/全3巻)」ほか

【最近の出演番組】  
知りたいニッポン！「家族で考えよう！インターネットとの付き合い方」



## 【お知らせ】

インターネット依存症対策研修会

日時：令和元年10月11日(金) 13:30～16:30

場所：大分市玉沢 ところとからだの相談支援センター

講師：独立行政法人国立病院機構 久里浜医療センター  
主任心理療法士 三原聡子 氏

講演：インターネット依存症の理解と対応

対象：教育機関・医療機関の職員等 約70名

※関係者対象の研修会です。

問合せ：ところとからだの相談センター

TEL097-541-5276



大分県ところとからだの相談支援センター 研修会

**検索**

# 保護者のみなさまへ

## ★ フィルタリングで子どもたちを守りましょう

フィルタリングは、有害な情報や悪質なサイトへのアクセスによるトラブルから子どもを守る機能です。



携帯電話会社等では、使用するこどもの年齢等に合わせたものを提供しています。



青少年（18歳未満）が使用する携帯電話には、原則として、フィルタリングサービスに加入することが法律で定められています。

## ★ インターネットの利用について「家庭のルール」を作りましょう



こどもに、インターネットやスマートフォンを使わせたりするのであれば、使い始めが大事です。安全で上手な使い方や習慣づくりを、こどもと一緒に家族で確認して、家庭のルールを作りましょう。

### ◎ 家庭のルール（例えば…）

- ゲームとインターネットを使うのは、合わせて1日\_\_\_\_分までです。
- お父さんやお母さんの近くでスマホを使います。
- 食事中は、スマホを使いません。
- 変わったことや困ったことが起きたら、すぐに言います。



家庭のルールは家族で守り、こどもの成長に合わせて見直しをしましょう。

## ★ 「青少年の健全な育成に関する条例」の改正について

SNS等で知り合った人から、裸や下着の写真を送られる「自画撮り被害」が増えており、大分県内でも被害が確認されています。

【青少年の健全な育成に関する条例第37条の2】  
新設 青少年に児童ポルノ等の提供を求める行為の禁止  
罰則：30万円以下の罰金または科料

青少年を守るために、  
青少年と一緒にインターネットやスマートフォン  
の使い方を考えていきましょう。

